

子 高 号 外
令和 5 年 3 月 20 日

高齢者施設 施設長 殿
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

平素より本県の高齢者福祉行政の推進について、御協力頂き感謝申し上げます。

標記のことについて、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長から一部改正の通知がありますので、お知らせします。

改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

- ① 感染対策として、「マスクの着用等」という記述を「基本的な感染対策（例えば、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット等）」に変更。
- ② 接触のあった者のうち、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、7日間が経過するまでは引き続きマスク着用を推奨する旨の記載を追加。

2 添付資料

- ① 令和 5 年 3 月 10 日一部改正 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長通知
- ② 令和 5 年 3 月 10 日一部改正 【説明資料】濃厚接触者の特定・行動制限の考え方
- ③ 新旧対照表
- ④ 令和 5 年 3 月 7 日一部改正 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

沖縄県高齢者福祉介護課
介護指導班、施設福祉班
電話：098-866-2214